

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案に対して寄せられた御意見について

令和 3 年 11 月 19 日
厚生労働省保険局医療介護連携政策課
医療費適正化対策推進室

厚生労働省では、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案について、令和 3 年 9 月 17 日（金）から同年 10 月 16 日（土）までホームページ等を通じて御意見を募集したところ、計 17 件（うち、9 件は今回の意見募集に関係のない御意見）の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしく御願い申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
＜任意継続被保険者の資格喪失事由関係＞		
1	任意継続被保険者の資格喪失事由関係について、以下事項をお示しいただきたい。 ・喪失日を「申出が受理された日の属する月の翌月 1 日」とする理由 ・資格喪失の申出方法について ・資格喪失の申出受理日の定義 ・保険料の前納を行った任意継続被保険者についても、任意の資格喪失が可能か（可能な場合、返金の取扱いはどうなるか）	任意継続被保険者の資格喪失日については、仮に月の途中で任意継続被保険者の資格を喪失することとした場合、既に納付された保険料を還付する事務負担が生じることから、これを防ぐため、「届出が受理された日の属する月の末日の翌日」とすることとされています。 資格喪失の具体的な申出方法については、各保険者において適切にご対応いただくものとしており、また、資格喪失における申出が受理された日については、申出が保険者に到達した日（保険者の郵便受に投函された日等）とすることとしています。 また、保険料の前納を行った任意継続被保険者についても、任意の資格喪失は可能です。その場合の保険料の還付手続きについては、従来と同様の取扱いとなります。
2	健康保険の手続きでは、事実発生日以降に受付・処理し	今回の改正では、任意継続被保険者の資格喪失の申出が受理された日の属する月の翌月

	ますが、本件申出書が提出された場合、先の日付で受付・処理することが、問題ないか。 また、書類不備が発覚した場合は、申出書再提出により受理日が変わり、喪失月がさらに翌月になるか。	1日に被保険者資格が喪失することとされており、書類不備等を含めた受付・処理手続については、各保険者において適切に対応いただくものと認識しています。
3	任意脱退に伴う具体的様式例をお示しいただきたい。(健保組合が任意の様式を使用して問題ないか。)	任意継続被保険者の資格喪失の申出様式については、保険者ごとに設定いただいているものと認識しており、国において様式例をお示しする予定はありません。 なお、事務運用の詳細については、今後、改めてお示しする予定です。
<傷病手当金関係>		
4	傷病手当金の支給期間の通算化に賛成します。	賛成の御意見として承りました。
5	傷病手当金の支給期間の通算化について、以下事項をお示しいただきたい。 ・「1年6月」の算定方法 ・支給が長期に及んだ場合、支給期間に上限はあるか ・通算化のため、支給開始から満了まで数年の隔たりが生じる場合があるが、支給基準日額の算定は現行通りか ・資格喪失後の継続給付においても支給期間を通算化するのか	今回の改正により、傷病手当金の支給期間は、同一の疾病等に関して支給開始日から通算して1年6月間とすることとされています。この「1年6月間」については、暦に従って算定し、算定日数分の傷病手当金の支給を可能とすることとされています。 また、支給期間の上限は設けられていないほか、通算化により支給が長期に及んだ場合であっても、支給基準日額は、現行制度同様、支給開始日が属する月以前の直近12か月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額等により算定することとなります。 なお、資格喪失後の傷病手当金の継続給付については、通算化は行わないこととされています。
6	傷病手当金に関する時効は、請求権の消滅起算日が労務不能であった日ごとの翌日であり、傷病手当金の支給期間が通算で1年6ヶ月となっ	傷病手当金の請求権の消滅時効については、労務不能であった日ごとにその翌日から起算して2年間とすることとされています。

	たことで、この期間＋時効までの2年を加えると3年6ヶ月を超える期間、1事案の支給事務が継続することになるとの理解でよいか。	このため、通算の状況によっては、ご指定の期間を超えて支給事務が継続する場合があります。
7	傷病手当金の支給期間の通算化により、過去の疾病に関する社会的治癒・同一疾病への判断が逐一必要になる可能性がある。社会的治癒・同一疾病への判断に関する基準を明確化していただきたい。	傷病手当金の支給決定に係る審査判断基準の明確化については、社会保険審査会における裁決例のわかりやすい形での共有等を行う予定です。
8	労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法等による給付を受け、または受けようとする際、その旨を記載とあるが、傷病手当金請求の様式例を示してもらいたい。なお、別様式で本事項を提出させ、確認する方法での対応でもよろしいか。	傷病手当金の支給申請書の様式については、保険者ごとに設定いただいているものと認識しており、国において様式例をお示しする予定はありません。 なお、事務運用の詳細については、今後、改めてお示しする予定です。
9	本改正に伴い、健康保険組合事業運営指針（傷病手当金の付加給付）の改定があるか。	健康保険組合事業運営指針の改定については、本改正の内容を踏まえ、検討を進めているところです。
10	今回の改正は、法施行日以降に発生（支給開始日を起算日とする）する傷病手当金の請求から適用されるという認識でよいか。 ※法施行日以前に発生している（支給開始日）ものは法改正前の取扱いが適用されるという認識でよいか。	今回の改正は、令和4年1月1日以降に発生する傷病手当金について適用されますが、経過措置として、施行日の前日において支給開始から1年6ヶ月を経過していない傷病手当金についても、改正後の規定が適用されます。
＜保健事業における健康診断の情報の活用促進関係＞		
11	健康保険法第150条第2項の「被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行	例えば、保険者が保健指導を実施するにあたり、一般定期健康診断の問診項目である「業務歴」を活用することで、業務に起因する生

	うに当たって必要があると認めるとき」について、具体的には、何をするために、健診情報をどのように使うことを想定しているのか。	活環境（深夜業務や長時間業務等）を踏まえた生活習慣改善の検討が可能になると考えています。 また、事業所における血液検査等の結果について、マイナポータルで閲覧できるようにすることで、受診者本人の同意の下で、本人や医療従事者が検査結果を確認できるようになり、利便性の向上、検査の重複の回避等が可能になると考えています。
12	事業者等は、保険者に健診情報を提供する際、受診者本人から同意をとる必要があるのか。	健康保険法第 150 条第 3 項等に基づく健診情報の提供は、個人情報の保護に関する法律第 23 条第 1 項第 2 号の「法令に基づく場合」に該当するため、事前に本人の同意を得る必要はありません。
13	今回の法改正を機に、健診機関等に対し健診結果のデータフォーマットや基準値の統一化に向けた働きかけは行われるのか。	健診実施機関から保険者への特定健診・特定保健指導の記録は電磁的方法（XML 形式）によるものとし、そのファイル仕様をお示しするなど、健診結果のデータフォーマットの統一等に向けた取組を進めています。 引き続き、保険者が円滑に健診情報を取得できるよう、関係者の方々のご意見も伺いながら検討してまいります。
14	保険者が事業者等から入手した健診情報の保存年限は、特定検診等の記録と同様か。	健康保険法第 150 条第 3 項等に基づき事業者等から保険者に提供された健診情報について、保存年限の定めはありません。
15	健康診断の情報の活用促進の状況については、今後健康保険組合事業運営基準の保健事業・福祉事業に関する事項や後期高齢者支援金の加減算制度における評価指標に追加されるのか。	健康診断の情報の活用促進の状況を、健康保険組合事業運営基準の保健事業・福祉事業に関する事項や後期高齢者支援金の加減算制度における評価指標に追加することについては、現段階では予定しておりません。
16	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則一部改正関係の後期高齢者医療広域連合等から委託を受けた市町村から特定健康診査又は特定保健指	提供の方法については、本省令による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 112 条の 4 に規定するとおりです。

	導に関する記録の写しの提供を求められた保険者は、当該記録の写しを提供しなければならないこととあるが、提供の方法やフローをお示し願いたい。（具体的様式例を含む）	また、様式については、保険者ごとに設定いただいているものと認識しており、国において様式例をお示しする予定はありません。
--	--	--